

解説

一九三〇年代に近代漁業が盛んになるにつれて、遠洋漁民と沿岸漁民との間で、国際摩擦が発生するようになつた。なかでも、米国は、アラスカ産のサケに対して領海を越えて管轄権を有すると主張し、また一九四五年には、米国の領海に隣接する公海上に漁業保存水域を設立した。このような米国の行動は、第二次大戦後から今日に至る国際漁業制度に大きな影響を与えた。

この分野の条約は、私達が持続可能な利用の確保を目的としており、N.S.Y., N.E.Y.またはO.Y.などの具体的な捕獲基準を定めてきている。初期の条約には、オットセイ保存条約、ハリバ保存条約、国際捕鯨取締条約などがある。また、地中海、黒海、北太平洋、北大西洋などの地域漁業条約も作成され、国際漁業委員会も設立された。一九五八年には、「漁業・海洋生物資源条約」や「大陸棚条約」など、海洋に関する四条約が採択された。

一九六〇年代になって、日本を始めとする遠洋漁業国の操業地域と操業形態が急速に拡大した。開拓途上沿岸国は、それに脅威を感じ、海洋先進国による独占的利用を阻止し、公海上海事行政を樹立する必要があるとして、一〇〇カイリ水城の主張を行つた。これに対して海洋先進国は反対したが、内陸国及び地理的不利もあり、一〇〇カイリ水城は、最も豊かな漁場を先進国に与えてしまい、従来以上に不公平な制度であるとの批判を行つた。

最終的に、一九八二年の国連海洋法条約(以下「尊」)は、一〇〇カイリ排他的經濟水域制度を樹立することを中心に、獨特性魚種または降河性魚種については母川国管理制度を併設している。また、高度回遊性魚種の場合または同一の魚種もしくは関連する魚種が複数の一〇〇カイリ水城及び公海上に係わる場合は、国際管理制度を確立することまたは関係国間で調整することを求めている。

一〇〇カイリ時代になってからは、入漁及び漁業能力のための二国間条約が急増し、相対的に地域条約の役割は減少した。

一〇〇カイリ制度は、遠洋漁業国による船団の防止については部分的に効果をもたらした。しかし、それは、海洋資源とともに科学的データも細い込み、海洋のモザイク化現象を引き起こした。さらに、海洋法条約が求めていた右記の調整も進展していないため、境界を越

えて移動する海洋生物の資源管理については、逆効果となつていて。

他方、一〇〇カイリ時代になつて、遠洋漁業国は、規制の緩い公海上における漁業に乗り出した。公海上は資源密度が薄いために、その漁業形態も横法も、大規模なものとなつた。このことは、公海上に隣接している一〇〇カイリ水城を有する沿岸諸国との懸念を増大させた。

そのため、再び、公海上漁業の規制が求められており、ペーリング海や南太平洋地域における公海上漁業には禁漁を含む厳しい漁獲規制が行われている。リオデジナエロで開かれた地球サミットにおいても公海漁業資源の管理が主要議題とされた。

また、公海流し網漁業についても、一九九二年末までにすべての公海上において大規模流し網漁業を禁止する国連総会決議が採択された。しかし、公海流し網漁業に対して指摘された混獲などの問題は、その他の近代漁法にも生じている。実際、底曳き網を用いるような大型の漁網に対して規制が強められつつある。なお、米国は国内法によつて、イルカを混獲するような漁法を行つている国からマグロ製品の輸入を禁止したが、その措置はGATT違反として問題とされた。

最近は、国際捕鯨取締条約や南太平洋流し網漁業禁止条約に見られるように、持続可能性に加えて生態学的そして生物福祉的構造が強くなっている。また、境界を越えて移動する海洋生物資源を国際的または地域的に管理することの重要性も再認識されている。他方、ワシントン条約(以下「尊」)の第八回総会において、漁業条約とワシントン条約との密接な協力関係が求められた。

国際的な漁業問題の中心は、公海漁業の問題であった。公海自由に基づく漁業と沿岸国管理制度の漁業という異なる形式の漁業が行われる海域が接していること、そして、魚は両海域を回遊していることに問題の根本がある。これまで、「一〇〇カイリ水城のように、問題が生じていた海域を沿岸国管理制度下に置くことによって解決してきた。

しかし、それは、問題の生じる海域を沿岸から離さなければだけであり、管轄権の境界を越えて海洋生物が移動する限り、問題の根本的な解決にはなつていかない。各國の一〇〇カイリ水城相互間及び公海との間で、海洋の生態条件に基づいて緊密に連動する管理制度が樹立されなければならない。

(檜崎 博司)

1 条 約

○国際捕鯨取締条約

署名 一九四六年一二月一日(ワシントン)

日本国 一九五一年二月二〇日因認定、三

月二三日国会承認、四月二二日加入

書面証、同日発効、七月七日公布

改正 一九五九年五月一六日条約第一五号

最近修正 一九九一年一月二二日外告第二五号

正當な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、
該族とこれら大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め、
捕鯨の歴史が一区域から他の区域への遷移及び一区域から他の区域への遷移を示しているためにこれ以上遷移からすべての種類の鯨を保護することが緊要であることにかんがみ、
該族が捕鯨を適当に取り締まれば繁栄が可能であることを及び該族が繁殖すればこの天然資源をそこなわないと捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め、

これらの目的を達成するまでは、現に數の減つたある種類の鯨に回復期間を与えるため、捕鯨作業を捕獲に最もよく耐えうる種類に限らなければならぬことを認め、

一千九百三十七年六月八日にロンドンで署名された国際捕鯨取締協定並びに一千九百三十八年六月二十四日及び一千九百四十五年十一月二十六日にロンドンで署名された同協定の議定書の規定に具現された原則を基礎として該族の適当で有效的な保存及び増大を確保するために、捕鯨業に関する国際取締制度を設けることを希望し、且つ、

該族の適当な保存を図つて捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする条約を締結することに決定し、

次のとおり協定した。

第一条

1 この条約は、その不可分の一部を成す附表を含む。すべて「条約」というときは、現在の辞句における、又は第五条の規定に依つて修正されたこの附表を含むものと了解する。

2 この条約は、締約政府の管轄下にある母船、該族及び捕鯨船並びにこれらとの母船、該族処理場及び捕鯨船によつて捕鯨が行われるすべての水域に適用する。

第二条

1 この条約で用いるところでは、

1 「母船」とは、船上で鯨を全部又は一部

2 处理する船舶をいう。

3 「該族処理場」とは、該族を全部又は一部

4 「捕鯨船」とは、該族の追尾、捕獲、殺害、引寄

5 「該族」又は探索の目的に用いるヘリコプターその

6 「航空機又は船舶をいう。

7 「締約政府」とは、批准書を常託し、又はこの条

約への加入を通告した政府をいう。

第三条

1 締約政府は、各締約政府の一人の委員から成る国際捕鯨委員会(以下「委員会」という)を設置するに同意する。各委員は、一個の投票権を有し、且つ、一人以上の専門家及び顧問を同伴することができます。

2 委員会は、委員のうちから一人の議長及び副議長を選舉し、且つ、委員会の手帳規則を定める。委員会の決定は、投票する委員の単純多数決で行う。但し、第五条による行動について、投票する委員の三分之二の多数を要する。手帳規則は、委員会の会合における決定以外の決定について規定することができる。

3 委員会は、その書記長及び顧員を任命することができます。

4 委員会は、その委任する任務の遂行のために望ましいと認める小委員会を、委員会の委員及び専門家又は顧問で設置することができる。

5 委員会の各委員並びにその専門家及び顧問の費用は、各自の政府が決定し、且つ、支払う。

6 國際連合と連携する専門機関が捕鯨業の保存及び発展と捕鯨業から生ずる生産物とに關心を有することを認める。締約政府は、委員会を国際連合と連携する一の専門機関の機構のうちに入れるべきかどうかを決定するが、この条約の実施後二年内に相互に協議するものとする。

7 それまでの間、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、他の締約政府と協議して、委員会の第一回会合の招集を取り扱い、且つ、前記の第六項に掲げた協議を実施する。

8 委員会のその後の会合は、委員会が決定するこ

ろに従つて招集する。

- 1 委員会は、独立の綱領開拓組織若しくは他の公
私の機關、施設若しくは団体と共にし、これらを
通じて、又は単独で、次のことを行うことができる
る。

(a) 鮫及び捕鯨に関する研究及び調査を奨励し、物
告し、又は必要があれば組織すること。

(b) 鯨族の現状及び傾向並にこれらに対する捕鯨
活動の影響に関する統計的資料を集め分析する
こと。

(c) 鯨族の数を維持し、及び増加する方法に関する
資料を研究し、審査し、及び発布すること。

2 委員会は事業報告の刊行を行う。また、委員会
は、適当と認めめた報告並びに鯨及び捕鯨に関する統
計的、科学的及び他の適切な資料を、単独で、又は
ノルワード国サンテフヨルドの国際捕鯨統計局並
びに他の団体及び機関と共同して刊行することができる。

第五条

1 委員会は、鯨資源の保存及び利用について、(a)保
護される種類及び保護されない種類、(b)解禁期及び
禁漁期、(c)禁漁水域及び禁漁水域(保護区域の制限)、(d)捕
鯨の時季、(e)各種類についての大きさの制限、(f)捕
獲方法及び程度(二漁期における額の最大
捕獲量を含む)、(g)使用する漁具、装置及び器具の
型式及び仕様、(h)測定方法、(i)捕獲報告並びに他の
統計的及び生物学的記録並びに(j)監督の方法に関し
て規定する規則の採択によって、附表の規定を隨時
修正することができる。

2 附表の前記の修正は、(a)この条約の目的を遂行す
るため並びに鯨資源の保存、開発及び最適の利用を
図るために必要なもの、(b)科学的認定に基づくもの、

い。この条約に対する侵犯又は違反は、その犯罪について管轄権を有する政府が起訴しなければならぬ。

3 この条約に対する侵犯又は違反は、その犯罪について管轄権を有する政府が起訴しなければならぬ。

4 各締約政府は、その監督官が報告したその政府の管轄下の人又は船舶によるこの条約の規定の各侵犯の完全な詳細を委員会に伝達しなければならない。

この通知は、侵犯の処理のために執った措置及び科した刑罰の報告を含まなければならぬ。

第十一条

1 この条約は、批准され、批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託する。

2 この条約に署名しなかつた政府は、この条約が効力を生じた後、アメリカ合衆国政府に対する通知書によってこの条約に加入することができる。

3 アメリカ合衆国政府は、登記された批准書及び承認した加入書のすべてを他のすべての署名政府及び領事館に送付する。

4 すべての加入政府に通報する。

5 この条約は、オランダ国、ノルウェー国、ノルウェイエト社会主義共和国連邦、シレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国の政府を含む少くとも六の署名政府が批准書を寄託したときにこれららの政府について効力を生じ、その後に批准し又は加入する各政府についても同様である。

領の日に効力を生ずる。

6 附表の規定は、一千九百四十八年七月一日の前に適用しない。第五条に従つて採択した附表の修正は、一千九百四十九年七月一日の前に適用しない。

第十二条

(母船又は艤體処理場の數又は国籍に対する制限を除く)に付す。また母船若しくは艤體処理場又は母船若しくは艤體処理場群に特定の割当をなしたもの並びに(1)該の生産物の消費者及び被輸産業の利益を考慮に入れたものでなければならぬ。

3 前記の修正は、締約政府についてては、委員会が各締約政府に修正を通告した後九十日で効力を生ずる。但し、(2)いすれかの政府がこの九十日の期間の終了前に修正に対してて委員会に異議を申し立てたときは、(3)その修正は、追加の九十日間は、いすれの政府についてても効力を生じない。(4)そこで、他の締約政府は、この九十日の追加期間の満了期日又はこの九十日の追加期間中に受領された最後の異議の受領の日から三十日の満了期日のうちいすれか遅い方の日までに、この修正に対してて異議を申し立てては、(5)その後は、この修正は、異議を申し立てたつづくすべての締約政府について効力を生ずるが、このさらに異議を申し立てた政府については、(6)異議の撤回の日まで効力を生じない。委員会は、(7)異議及び撤回の各を受領したときは直ちに各締約政府に通告し、且つ、各締約政府は、修正、異議及び撤回に關するすべての通告の受領を確認しなければならない。

4 いかなる修正も、一千九百四十九年七月一日の前に効力を生じない。

卷之三

締約政府は、この条約が要求する通告並びに統計的及び他の資料を、委員会が定める様式及び方法で、ノルウェー国サンデフヨルドの国際捕鯨統計局又は

- 278

1 この条約の規定にかかるらず、締約政府は、回収船が捕獲した船や其の制限及び他の条件に従つて自国民のいすれかが科学的研究のために艦を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに手えることができる。また、この条の規定による船の捕獲、殺戮及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約政府は、その手えたすべての前記の認可を直ちに委員会に報告しなければならない。

2 各締約政府は、その手えた前記の特別許可書をいつでも取り消すことができる。

3 前記の特別許可書に基いて捕獲した船は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可を手えた政府の差し給した指令書に従つて処分しなければならない。

4 各締約政府は、この条の第一項及び第四条に従つて行われた研究調査の結果を含めて艦及び捕獲について同政府が入手しうる科学的資料を、委員会が指定する団体に、実行可能な限り、且つ、一年をこえない期間ごとに送付しなければならない。

5 各締約政府は、この条約が適用する生物学的資料の継続的な収集及び分析が捕鯨業の健全で建設的な運営に不可欠であることを認め、締約政府は、この資料を得るために実行可能なすべての措置を執るものとする。

第六章 第九条

1 各締約政府は、この条約の規定の適用とその政府の管轄下の人又は船舶が行う作業におけるこの条約の規定の侵犯の处罚とを確保するため、適当な措置を執らなければならぬ。

2 この条約が捕獲を禁止した船については、捕鯨船

九

- 1 各締約政府は、この条約の規定の適用とその政府の管轄下の人又は船舶が行う作業におけるこの条約の規定の侵犯の处罚とを確保するため、適当な措置を執らなければならない。

2 この条約が捕獲を禁止した艦については、捕获船とは、「ガウグラン」・アーヴィング・ライド・ホール、グリーン・ポートラーブ・ホール、グリーンランド・ライト、ホエール又はグリーンラングド・ホールとして知られる艦をいう。

「にだり艦」(バラエイブチラ・エギニ・ベテエノブチラ・ブロディ) とは、プライズ・ホールとして知られる艦をいう。

「ながす艦」(ペラエイブチラ・フイサルス) とは、ロヨセン・フインベック、ヨキン・ロヨクアル、フイン・ホール、ベリンダ・ホール又はトル・フイン・ホールとして知られる艦をいう。

「こく艦」(エスクカリクティース・ロバスタス) とは、グレー・ホール、カリフォルニア・グレー、デヴィル・ハイジ、ヘード・ヘッド、マッセル・デイガー、ガレー、バタフライはリップ、サクラとして知られる艦をいう。

「むらぐ艦」(スガアブチラ・ムカトヨアングリア・ホール) とは、バンチ、バンチアブチラ、バンチト、ホール、ホール又はバンチバタクト、ホール、ホールとして知られる艦をいう。

七

- 1 次の用語は、それぞれ定められた意味を有する。
ひげ歯 「ひげ歯」とは、口内にひげ又は齶骨を有する齶（すなわち、歯齶とは外の齶）をいふ。
「しるながす齶」（バラエナ・フテラ・ム・スクタルス）
とは、ブルブル・ホエール・シボルズ・ロトクアル又
はサルフル・ホトムとして知られる齶をい、ビ
グミ・ブル・ホエールを含む。
「ホウケイ下齶」（バラエナ・ミスチカトウス）

エール、ビスクヤン・ライト・ホエール、ノードエーパー、ノース・アトランティック・ライト・ホエール、ノース・ケープ、ノース・ケープ・ホエール、バシフィック・ライト・ホエールとして知られる艦をいう。

「鯨」とは、「あごに歯を有する鯨をいう。」
「あかぼう鯨」とは、「メソプロドン属に属する鯨又はクビエス・ビクト・ホエール(ジフテウス・カビロストリス)若しくはシエフテス・ビクト・ホエール(スマセタス・シエフテス)として知られる鯨をいう。」

「つち鯨」とは、「ペイルズ・シート・ホエール(ペラディウス・ペイルディ)」アーノウタス・ホエール(ペラディウス・アヌサキ)」ザサン・ホントルノイズ・ホエール(ハイベロドン・ラニフロシズ)又はノーザル・ボトルノイズ・ホエール(ハイベロドン・アンプラタス)として知られる鯨をいう。

「しやわ」(オルシスス・オルカ)とは、「ホエール又はオルカとして知られる鯨をいう。」
「こんどう鯨」とは、「ロングラインド・ビロット・ホエール(クロビセフトラ・メレーナ)又はシード・フラインド・ビロッタ・ホエール(クロビセフトラ・マクロリンカス)として知られる鯨をいう。」

「まつこう鯨」(ティセテル・マクロセファルス)とは、「スペーム・ホエール・スペマセット・ホエール・カシラコトロ又はボット・ホエールとして

一般的に知られる鯨をいう。」

「觸つける」とは、「捕獲に使用される武器によって、貫くことをいう。」

「陸揚げする」とは、「母船、艦体処理場その他艦を処理することができる場所に運び移すことをいう。」

「捕獲する」とは、「旗を付けること、ブイを付けること又は捕獲船に縛り付けることをいう。」

「流失する」とは、「掛け又は捕獲したが、陸揚げしないことをいう。」

「ダサフル」とは、「漂流中を器具をれた死體で請求者のないもののかい。」

「乳を分泌中の鯨」とは、「(a)ひげ鯨については、乳腺に現に乳を有する雌鯨をいい。(b)まつこう鯨については、乳腺に現に卵を有しておらずかつ、乳

腺の最大の厚さ(深さ)が十センチメートル以上である雌鯨をいい。この規定は、腹部中央部の乳腺の箇所で体幹に垂直に行なうものとし、寸法は、最近値のセンチメートル単位で記入する。すなわち、九・五センチメートルと十・五センチメートルとの間の乳腺は、十センチメートルと記入する。乳腺の寸法の端数が丁度〇・五センチメートルである場合には、切り上げる。例えば、十・五センチメートルからの基準にかかるわらず、当該鯨が乳を採取する雌鯨を運んでいることがその成長過程の時点においてあり得ないという科学的(組織学的には生物学的)証拠が当該國の当局に提出される場合には、当該鯨は「乳を分泌中の鯨とはみなさない。」

「小型捕獲」とは、「砲撃から銃を装備した駆動船による。」

より車ら「ミンク鯨」、「つち鯨」、「あかぼう鯨」、「こんどう鯨」又は「やわらか」を捕獲する操業をいい。」

II 漁期

(a) 南緯四十度以南の水域においては、「ミンク鯨を除くひげ鯨を捕獲し又は処理するため母船又はこれに附屬する捕獲船を使用することは、禁止する。(ただし、十二月二日から四月七日までの期間(兩日を含む)については、この限りではない。)

(b) まつこう鯨又は「ミンク鯨を捕獲し又は処理するため母船又はこれに附屬する捕獲船を使用することは、(c)及び(d)並びに(i)の規定に従つて締約政府

(c) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての母船及びこれらに附屬する捕獲船に対して、捕獲船によるまつこう鯨の捕獲又は殺害が許されると又は二以上の解禁期であつていすれの十一箇月の期間についても八箇月を超えないものを宣言する。ただし、各母船及びこれに附屬する捕獲船に対して、

(d) 別個の解禁期を宣言することができる。

(e) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての母船及びこれらに附屬する捕獲船に対して、捕獲船によるミンク鯨の捕獲又は殺害が許されると又は二以上の解禁期であつていすれの十一箇月の期間についても六箇月を超えないものを宣言する。ただし、

(1) 別個の解禁期を宣言することができる。
(2) 別個の解禁期を宣言する。(i)の規定に従つて他のひげ鯨について宣言される期間の全部

(3) 又は一部を含む必要は必ずしまじ。」

3 ミンク鯨を除くひげ鯨を処理するため南緯四十度以南の水域において一の解禁期中に使用した母船

5 各締約政府は、その管轄下にある捕獲船で母船又は艦体処理場と連絡して作業しないすべてのものに対して、それらの捕獲船によるミンク鯨の捕獲又は殺害が許可される一の解禁期でいすれの十一箇月の期間についても継続的な六箇月を超えないものを宣言する。この規定にかかるわらず、クリーンランドに関する限り、九箇月を超えない継続的な一の解禁期を設定することができる。

6 商業的目的のために非破壊を用いてミンク鯨を除くひげ鯨を殺すことは、一千九百八十年から一千九百八十一年の母船による捕獲の解禁期及び一千九百八十一年の艦体処理場による捕獲の解禁期の始より禁止する。商業的目的のために非破壊を使用してミンク鯨を殺すことは、一千九百八十二年から一千九百八十三年の母船による捕獲の解禁期及び一千九百八十三年の艦体処理場による捕獲の解禁期の始より禁止する。

7 条約第五条(i)により、商業的捕獲は、母船操業によるが艦体処理場によるかを問わず、イング洋保険区として指定された区域においては、禁止する。この区域は、北半球のアフリカ沿岸から東経一百度までの本海(紅海、アラビア海及びオマーン湾を含む)及び開半島の南緯五十五度を南境界線とする東経二十度から東経三十二度までの水域から成る。この禁止は、イング洋保険区におけるひげ鯨又は櫛鯨の資源につき委員会によつて隨時決定されるが別段の決定を行なう場合を除くほか、一千九百九十二年十月十四日まで適用する。

母船のための区域限定
8 次の区域では、「ミンク鯨を除くひげ鯨を捕獲し又は処理するために母船又はこれに附屬する捕獲船を

を当該解禁期の終了から一年以内に同一の目的のために他の区域(北太平洋及びその附属水域においては、(a)及び(b)に規定する捕獲頭數が設定されることを条件として北太平洋及び赤道以北のその附属水域を除く)において使用することは、禁止する。ただし、この3の規定は、鯨の肉又は臓物を人間の食料又は動物の飼料として冷凍し又は壊滅する目的のためにのみ解禁期間中使用された船舶については適用しない。)

4 艦体処理場の操業

(a) ひげ鯨及びまつこう鯨を殺し又は殺そらとするために艦体処理場に附屬する捕獲船を使用することには、(b)から(a)までの規定に従つて締約政府が許可する場合を除くほか、禁止する。

(b) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての艦体処理場及びこれらの艦体処理場に附屬する捕獲船に対して、捕獲船によるミンク鯨を除くひげ鯨の捕獲又は殺害が許可される一の解禁期を宣言する。この解禁期は、いすれの十一箇月の期間についても継続的な六箇月を超えない期間とし、当該締約政府の管轄下にあるすべての艦体処理場に適用する。ただし、ミンク鯨を除くひげ鯨の捕獲又は殺害は処理に使用する艦体処理場であつてミンク鯨を除くひげ鯨の捕獲又は処理に使用する艦体処理場である限り、ミンク鯨を除くひげ鯨の捕獲又は処理に使用する同一の締約政府の管轄下にある最寄りの艦体処理場から千マイルを超える所にあるものに対しては、別個の解禁期を宣言することができる。

(c) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての艦体処理場及びこれらの艦体処理場に附屬する捕獲船に対して、捕獲船によるまつこう鯨の捕獲又は殺害が許可される一の解禁期でいすれの十一箇月の期間についても継続的な八箇月を超えないものを宣言する。ただし、まつこう鯨の捕獲又は処理に

